

# RM インフォメーション VOL.8 INFORMATION 2003. 8

●発行 株式会社日本アルマック 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5桜井ビル4F TEL : 03-3288-2755 FAX : 03-3288-2757

## 8 月号 CONTENTS

- 予定利率下げでどうなるの？生命保険
- リスクファイナンスとしての保険活用 第8回「社員の就業不能」
- 経営者のためのリスクマネジメント講座 第8回「リスクマネジメントサイクル」
- 時流を読む 「1円起業、無条件に」他

## 改正保険業法が成立、予定利率引下げが可能に

# 予定利率下げでどうなるの？生命保険

### 保険金減額、半額になるケースも

生命保険会社が契約者と約束している運用利回り（予定利率）を、破たん前でも3%を限度に引き下げられるようにする改正保険業法が、8月下旬に施行されることになりました。予定利率が5%であった83年に、30歳で保険金1,000万円の終身保険（支払期間30年）に加入した場合、予定利率が3%に引き下げられると保険金は約710万円に減額されることとなります（金融庁試算）。ちなみに96年以降の契約の予定利率はもともと3%以下なので、仮に引下げがあっても影響はありません。

それでは予定利率を引き下げることなく、生保が破たんしてしまった場合はどうでしょう。過去に破たんした生保では、予定利率が1~2.75%まで引き下げられた上、責任準備金（保険料のうち、保険金支払のために保険会社が積み立てている部分）も10%カットされた例もあります。先ほどの終身保険の例でいえば、破たんにより予定利率が1.5%に下げられ、責任準備金も10%カットされた場合、保険金は半額以下の約480万円となる見込みです。

### 解約、切り替えを考える前に

損をする可能性があるからといって、早急に解約をしたほうがいいのかといえ、これも必ずしも有利になるわけではありません。

まず予定利率は、すべての生保が一斉に引き下げるわけではなく、引き下げなければ営業の継続が困難になる生保だけが対象となります。それなら経営が安定した生保に切り替えれば、と思われるかもしれませんが、加入年齢が上がっているうえ、現在の予定利率は約1.5%と低く、同じ条件で入り直すと保険料は高くなります。また健康面の問題で、入り直すのが難しくなっているおそれもあります。

予定利率は保険証券に記載されていないので、加入契約の予定利率を確認したいときは保険会社や代理店に問合せください。契約者の自衛策としては、とにかく契約している生保の経営状況をチェックすることです。各社ホームページなどで財務内容を公開していますし、格付け会社の情報なども参考になります。また契約生保を切り替える際も、複数社に契約を分け、リスクを分散させるなどの工夫が大切です。

# リスク ファイナンス としての 保険活用

## 第8回 社員の就業不能

社員が病気やケガで就業不能となった場合、会社としてどのような補償を準備しているでしょうか。業務上の災害であれば労災保険、業務外であれば健康保険の適用となりますが、いずれも社員の生活を維持できるほどの十分な補償があるとはいえないのが実状です。

今回は、そんな公的保険制度の上乗せ補償として活用できる保険をご紹介します。

### 業務上の災害をカバーする労災保険

業務中や通勤途中の事故であれば、まず**労災保険**があります。労災保険は、4日以上仕事を休み賃金が支給されない場合に、賃金日額の60%が支給されます。しかし給料の全額を支給するわけではなく、また会社としても高額な損害賠償を請求されるおそれがあり、この労災保険だけでは十分な補償とはいえません。そこで労災保険の上乗せ補償として、**労災総合保険**があります。以前に労災事故の回でも紹介した保険で、社員が労災保険の給付対象と認められたとき、その上乗せ補償を保険金として支払います。

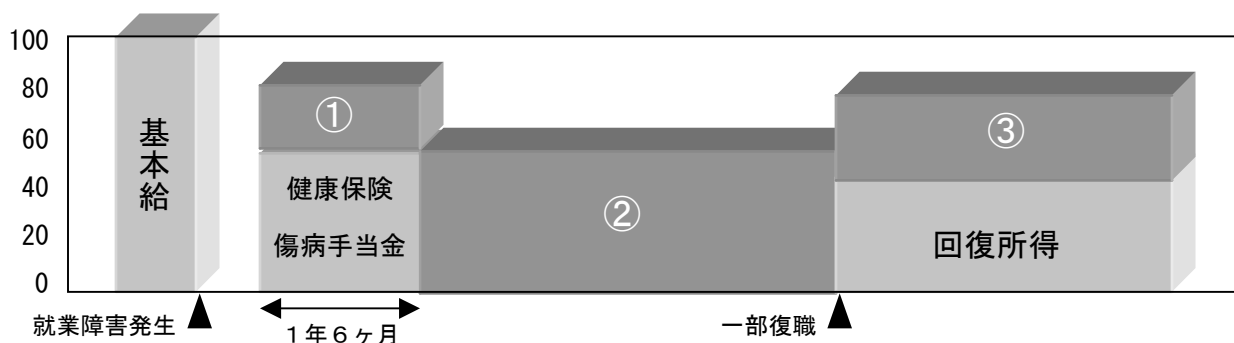
### 健康保険の上乗せ補償

それでは、業務外の日常生活の事故で、就業不能になった場合はどうでしょう。実は、会社の**健康保険**から傷病手当金が支給されます。しかし支給額は月収の60%にとどまっており、また重度の障害が残らない限り支給期間は1年6ヶ月が限度となります。子どもの教育費やローンの支払などを控えた社員にとっては、人生設計が大きく狂ってしまうおそれがあります。

そこで、健康保険の上乗せとして活用でき、社員への福利厚生の充実として注目されているのが**所得補償保険**です。この保険は、社員（被保険者）が就業不能となった場合、失ってしまう所得を補償するものです。たとえば会社が独自の補償制度で社員に休職手当を支払うと、健康保険の傷病手当金は減額されてしまいます。しかしこの所得補償保険は会社ではなく直接本人に支給しますので、傷病手当金が減額されることはなく、傷病手当金の支給期間中は従前の収入に対する不足分(下図①)を、傷病手当金の支給期間後は従前の収入の60%(下図②)を、あらかじめ定めたてん補期間を限度として補償します。また、復職できたとしても就業に支障があり、所得が従前の収入の80%未満である場合も、従前の収入とのギャップの60%(下図③)を補償します。

経営者にとっても、万一の場合に生命保険で備えている方は多いでしょうが、ケガや病気で仕事ができなくなった場合の備えをしている方はそれほど多くはないと思います。この保険は療養費としてだけではなく、経営者が療養中の事業補償としても役立つかもしれません。

### ■ 所得補償保険のイメージ



# リスクからの逃避は経営の放棄



株式会社日本アルマック  
代表取締役  
日本リスクコンサルタント協会  
専務理事  
浦嶋 繁樹

リスクコンサルタントの草分け的存在。「企業はリスクを確実に取ることによって発展できる」と提唱。リスクマネジメントをテーマに、金融機関、大手企業、各種団体を対象としたセミナー講師や大学院講師を務めるとともに、リスクコンサルティング活動を展開している。

## マネジメントとRMは車の両輪

前はマネジメントの流れを解説しましたが、一方リスクマネジメントはマネジメントとどう関係するのでしょうか。

基本的には、マネジメントのどの段階においても、リスクマネジメントは組み入れられるべきであると思います。

マネジメントサイクルにおいて、計画(plan)、実行(do)、統制における見直し(check)、そして改善(action)のすべての段階においてYES、NOの決断は求められます。つまり、マネジメントサイクルの各段階でリスクマネジメントサイクルが動き出し、機能するのが理想だと思います。

車は片方の車輪だけではまっすぐ走れません。まっすぐ走るためには、やはり両輪が必要です。マネジメントとリスクマネジメントはそうした関係なのです。

いま日本社会は真っ暗な闇夜に突入していることは間違いありません。明かりが無ければ一歩も進めない状況です。

損失を生じさせるような環境や要因のことをハザードと言いますが、闇夜は大きなハザードです。目の前に大きな穴が空いているか、大きな岩が立ちまわっているかわかりません。前が見えないということは、不安で前進することが出来ないのです。

もし車を運転中にそんな状況になったら、誰もがライトを点灯するはずですが、ところがそのライトが見当たらない。いまの日本社会

はそんな状況のように見えます。

これを解決する有効な答えが、リスクマネジメントの実行です。

- ① 専門家（リスクマネージャーやリスクコンサルタント）に穴や岩があるかどうか、またその大きさはどれくらいかの確認を依頼する（調査、分析）
- ② 障害をどのように避けるか、または取り除くかのプランを立てる（処理手法の検討）
- ③ 最小のコストで最大の効果を上げられるプランを実行する（最適手法の選択、対策の実行）
- ④ その結果を分析・改善していく（結果の評価・分析・改善）

これがリスクマネジメントです。

企業が目標に向かって動き出すとき、マネジメント、リスクマネジメントの二つのサイクルを思い出してみてください。きっと計画的なマネジメントが実現できるはずですが、「夜明け前が一番暗い」という言葉があるように、闇夜を抜けて明るい光が差し込んでくるでしょう。

そして、

**「リスクからの逃避は経営の放棄である」**

この言葉を覚えておいてください。

今回は、「リスクの分類」

# 時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自然と時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

## 1円起業、無条件に

商法では会社を設立するにあたり、株式会社で1,000万円、有限会社で300万円の資本金を必要とする、最低資本金制を設けています。しかし今年2月に中小企業挑戦支援法が施行され、一定の要件を満たせば資本金が1円でも起業できる制度が導入されました。ただ資本金が1円でもいいのは株式会社の場合5年間だけ。設立から5年経過後は1,000万円への増資が必要になります。

しかし、政府は起業の活発化をはかるため、この最低資本金制を2005年には完全に撤廃する方針を固めました。

起業家としては喜ばしい規制廃止かもしれませんが、取引先としては資本金が1円の会社と付き合うのは不安極まりないですね。今後は取引先の財務内容を一層チェックする必要があるでしょう。あるいはそんなチェック機能を請け負うビジネスが流行るかもしれません。

## 法科大学院、 来春72校開校

司法改革の目玉の一つである法科大学院が、初年度の来春、国公立合わせて計72校開設する予定です。総入学定員は5,900人で、司法試験の合格者はそのうちの7割、年間約3,000人と想定されています。これまで司法試験の合格者は、年間約500人（年間退職者とほぼ同数）で推移していましたが、今後弁護士などが爆発的に増加すると考えられます。

同時に予想されるのが、訴訟件数の急増です。かつてアメリカで、多額の賠償損害を損害保険会社がカバーしきれなくなった、いわゆる保険危機が日本でも起こるかもしれません。賠償リスクに関わる保険料も、10倍、20倍といったレベルで高騰するおそれがあります。

計画的にリスクをコントロールするとともに、保険によるリスク移転と自社保有とのバランスを組み立てるといった、リスクマネジメントが不可欠になるでしょう。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催「全国リスクマネジメント研究会セミナー」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、ご担当のAASメンバーまでお気軽にお問い合わせください。

## 編集後記

京都府警が、今年上半期に盗難被害の多かった自動車の車種を調査し、発表しています。警察が盗難被害の統計で車種を明らかにするのは全国でも初めてのことだそうです。

被害件数第1位は、全体の9%を占めた「スカイライン」。その他、高級車やスポーツタイプの車が人気(?)のようですが、RV車の「ランドクルーザー」と並んで第2位に食い込んだのが、なんとライトバンの「ハイエース」。実は転売目的だけでなく、別の犯罪に使う目的でバンやトラックを盗むケースが増えているのだとか。社名やロゴを入れた商用車はよく見かけますが、もし盗難されて犯罪に使われたら...大きなリスクだと思いませんか？



2003年8月発行 定価400円(税別)

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。